

甲種防火管理新規講習 危険物取扱者試験

岡崎市消防本部予防課 TEL058-262-7163

甲種防火管理新規講習

▼日程

第1回 4月24日(火)、25日(水)
第2回 5月16日(水)、17日(木)

▼会場 岐阜市消防本部6階 岐阜市美江寺町2丁目9番地

▼受講資格 次のいずれかの要件に該当し、資格取得の必要がある人

1. 岐阜市消防本部管内に在住の人
2. 岐阜市消防本部管内の防火対象物(事業所など)において防火管理者に選任される予定の人※管内(岐阜市、瑞穂市、山県市、本巣市、北方町)

▼受付期間

第1回 4月4日(水)～13日(金)
第2回 4月16日(月)～27日(金)

▼定員 80人(定員になり次第締切)

▼申込先 岐阜市消防本部予防課に直接申し込んでください。(電話予約不可)

▼受付時間 平日の8時45分から17時30分まで

▼申込に必要なもの

1. 受講申込書(必要事項を記入)

※受講申込書は、岐阜市消防本部予防課、管内各消防署、岐阜市HPで入手できます。

2. 写真1枚

証明写真と同等の鮮明な画質かつ無加工の写真とし、縦3cm×横2.4cmで、6カ月以内に撮影した無帽、無背景の正面上三分身像

3. テキスト代 5,000円

平成30年度国民年金 保険料納付について

▶問合・申請先

市民環境課 TEL22-6827

岐阜北年金事務所 TEL058-294-6364

国民年金第1号被保険者の

平成30年度保険料は月額16,340円です。

国民年金保険料の納付は口座振替が 便利でお得です

口座振替を利用すると納期ごとに納める手間が省け、早割、前納で納めると保険料が割引されます。

▼申込に必要なもの

年金手帳(基礎年金番号が分かるもの)、預金通帳(金融機関、口座番号が分かるもの)、金融機関の届出印

▼申込場所

市民環境課②窓口または金融機関窓口

保険料を納めることが困難な場合は未納のままにせず、免除・納付猶予申請の手続きを

保険料免除や納付猶予になった期間は、老後に年金を受け取るための受給資格期間に含まれ、万一の時に、障害基礎年金や遺族基礎年金を受け取る資格期間にも含まれます。

▼国民年金保険料免除制度

本人、世帯主、配偶者の前年所得(1月から6月までに申請する場合は、前々年所得)が一定額以下の場合、申請により保険料の納付が全額免除または一部免除されます。

▼納付猶予制度

50歳未満の人で本人、配偶者の前年所得(1月から6月までに申請する場合は、前々年所得)が一定額以下の場合、申請により保険料の納付が猶予されます。

※免除、猶予申請に必要なもの

年金手帳(基礎年金番号が分かるもの)、印鑑、失業による申請の場合は雇用保険被保険者離職票など

▼学生納付特例制度

学生本人の前年所得(1月から3月までに申請する場合は、前々年所得)が一定額以下の場合、申請により保険料の納付が猶予されます。

※申請に必要なもの

学生証、年金手帳(基礎年金番号が分かるもの)、印鑑

国民健康保険制度が変わります

閩市民環境課 TEL22-6827

国民健康保険(国保)は現在、市町村が保険者となって運営していますが、4月からは都道府県と市町村がともに共同保険者となって運営する形に変更されます。

国保被保険者(加入者)の資格は都道府県単位で管理されるので、被保険者が同一都道府県内の市町村へ住所変更した場合でも、資格が継続されま

す。被保険者証は住所変更後の市町村で改めて交付されます。

国保運営の仕組みに大きな変更がありますが、医療の受け方に変更はありません。また、保険税の賦課徴収、各種届出や申請の受け付けはこれまでどおり市で行うので、改めて変更手続きをする必要はありません。

県の役割

- ・財政運営の責任主体
- ・財政運営や効率的な事業運営確保による国保制度の安定化
- ・国保運営方針(県内の統一の方針)の策定
- ・市町村事務の効率化・標準化・広域化の推進

国保運営の中心的な役割を担当します。

市町村の役割

- ・保険税率の決定
- ・保険税の賦課・徴収
- ・資格異動の管理
- ・被保険者証の交付
- ・保険給付の決定
- ・保健事業 など

被保険者と関係する事業を引き続き担当します。

今までは… 保険者が市町村なので、市町村をまたいで住所を変更するときは、そのたび資格を再取得

岐阜県山口市

住所変更



岐阜県 A市

住所変更



B県 C市

山口市の国保資格を喪失し、
A市の国保資格を取得します。

A市の国保資格を喪失し、
C市の国保資格を取得します。

これからは… 保険者が県なので、県内の市町村間であれば、資格は継続

岐阜県山口市

住所変更



岐阜県 A市

住所変更



B県 C市

岐阜県の国保資格は喪失せず、
A市の保険証が交付されます。

岐阜県の国保資格を喪失します。
B県の国保資格を取得し、
C市の保険証が交付されます。